



自治基本条例はどうやってつくったの？



市民参加でつくられた条例です

この条例は、「市民がつくるまちの憲法」と位置づけ、誰でも参加できる市民ワークショップの開催や市民検討組織（北本市自治基本条例制定研究懇話会）の設置、市民検討組織の委員が同席する地域別説明会の開催、市民検討組織による中間報告に対する意見募集等を行い、より多くの市民の意見を反映させて条文をつくる作業を進めてまいりました。

市では、こうした検討に加え、パブリック・コメント手続を実施して、議案としてまとめ、議会に提案しました。

また、議会においては、半年間の継続審査ののち、条文の一部修正を行うかたちで、この条例が制定されました。

